

○福井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月25日条例第27号

改正

平成29年3月22日条例第3号

福井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は福井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第5条第1項の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
市長	福井市重症心身障害児(者)福祉手当支給条例(昭和61年福井市条例第17号)による重症心身障害児(者)福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	福井市重度障害者(児)医療費等の助成に関する条例(平成8年福井市条例第25号)による重度障害者(児)医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

指定難病にかかった者に対する特別見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
重度身体障がい者に対する住宅改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
聴覚障がい児に対する補聴器等の購入費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
外国人高齢者福祉手当要件調査に関する事務であって規則で定めるもの
福井市子ども医療費の助成に関する条例（平成8年福井市条例第23号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成8年福井市条例第24号）による母子家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
介護サービス等の利用者負担の軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	福井市重症心身障害児（者）福祉手当支給条例による重症心身障害児（者）福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）による地方税関係情報であって規則で定めるもの
	福井市重度障害者（児）医療費等の助成に関する条例による重度障害者（児）医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による居住に関する情報、地方税法による地方税関係情報又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは高齢者の医療の確保に関

	する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者の認定に関する情報であって規則で定めるもの
指定難病にかかった者に対する特別見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法による居住に関する情報であって規則で定めるもの
重度身体障がい者に対する住宅改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法による地方税関係情報であって規則で定めるもの
聴覚障がい児に対する補聴器等の購入費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法による地方税関係情報であって規則で定めるもの
外国人高齢者福祉手当要件調査に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法による居住に関する情報又は地方税法による地方税関係情報であって規則で定めるもの
福井市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法による居住に関する情報又は国民健康保険法、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例による母子家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法による居住に関する情報、地方税法による地方税関係情報又は国民健康保険法、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則

		で定めるもの
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例による母子家庭等の医療費等の助成に関する情報であって規則で定めるもの	
介護サービス等の利用者負担の軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法による居住に関する情報、地方税法による地方税関係情報又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	地方税法による地方税関係情報であって規則で定めるもの